

条 件

- 1 本工事に必要な費用は、全額申込者で負担すること。
- 2 工事の時期については事前に管理者と協議すること。特に断水などを伴う場合は要協議すること。
- 3 承認書を受理し、工事着手届を提出したのち着手すること。
- 4 工事完了検査を受検することと同時に、給水装置のうち公道（公道に準ずる場合を含む。）下の属する施設については、市に移譲すること。
- 5 工事に関しては、この条件に定めるもののほか東海市水道事業給水条例及び同条例施工規定の定めるところによる。
- 6 この条件及びその他疑義を生じたときには、管理者の決定に従うこと。